
当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

AA 研共共課題「東南アジアにおけるイスラーム主義と社会・文化要因の相互作用に関する学際的研究—トランスナショナルなネットワークと現地の応答」

2021 年度第 1 回研究会（通算第 3 回目）

日時：2020 年 6 月 27 日（日）14:00–17:00

場所：ZOOM 会合

概要：2021 年 6 月 27 日（日）に第一回の研究会を実施した。代表の富沢寿勇静岡県立大学教授と副代表である AA 研の床呂所員による本年度趣旨説明に続いて、下記のように共同研究者 2 名による報告と参加者全員による質疑応答を実施した。報告の概要はそれぞれ下記の通りである。

報告タイトル：ナフダトゥル・ウラマーの「イスラーム国家」論—オランダ植民地期インドネシアにおける伝統派ムスリムの変容—

報告者：山口元樹（AA 研共同研究者、京都大学）

要旨：本報告は、インドネシアの伝統派イスラーム団体、ナフダトゥル・ウラマー（以下 NU）の機関誌に 1940 年から翌年にかけて掲載された論説「イスラームによる統治」を、当時の政治的・宗教的な状況を踏まえ考察するものである。当時のインドネシアでは、将来の独立国家におけるイスラームの位置付けをめぐり激しい議論が起こっていた。この問題について従来の研究で取り上げられてきたのは、独立後イスラーム勢力の指導者となるナシルとスカルノとの間で交わされた論争である。その一方、ナフダトゥル・ウラマーについては、研究者の注目を集めるのは組織内から革新的な思想があらわれる 1980 年代以降の動向であり、オランダ植民地期については重要性が認められてこなかった。

NU の「イスラームによる統治」は、スカルノの唱えた政教分離論に対して「イスラーム国家」を具体的に提示すべく執筆されたものである。この論説は、エジプトの法学者、アブドゥルワッハブ・ハッラーフの著作に依拠している点で特に注目すべきである。近年の東南アジアのイスラームに関する研究では、アラブ地域との影響関係が重視されている。だが、そこで着目されるのは改革主義・純化主義運動との関連のみであり、インドネシアの住民の多数を占める伝統派ムスリムについては等閑視されてきた。さらに、「イスラームによる統治」には原著と内容の異なる部分も多く、そこに NU の独自の見解がうかがえる。

この論説の分析からは次の 2 点が指摘できる。まず、既にオランダ植民地末期には、伝統

派ムスリムの一部は、革新的な解釈を提示するようになっていた。この論説が依拠したハッラーフの著作は、イスラーム改革派の論理に従って書かれたものである。思想的な整合性に問題が残されてはいるが、近代国家建設という新しい問題に対応すべく NU は改革派の著作を積極的に用いている。さらに、NU は当時の独立運動においてイスラーム勢力内およびイスラーム勢力と世俗的ナショナリストの間で調整役を果たしていた。この論説における「イスラーム国家」に関する主張には、それまでにイスラーム勢力の他のグループから提示された意見が反映されている。ただし、NU の議論は、世俗的ナショナリストに対して融和的・妥協的な点においてナシルらのものと異なる。

以上のことから、オランダ植民地末期の NU は、改革派の影響を取り入れながら、イスラーム勢力と世俗的ナショナリストの間に立ち、実現可能な「イスラーム国家」を模索していたと言える。

報告者による以上の報告に続いて、参加者からはイスラーム主義とナショナリズムの関係であるとか、インドネシアの文脈における「伝統派」イスラームというラベリングの意味や妥当性などをめぐって活発な議論が実施された。

報告タイトル：タイの司法裁判所におけるイスラーム法の適用

報告者：今泉慎也（AA 研共同研究員， アジア経済研究所）

要旨：本報告では、タイの司法裁判所におけるイスラーム法（シャリーア）の適用に関する制度とその近年の展開について考察を行った。東南アジアは島嶼部を中心にイスラーム教徒（ムスリム）が多く、そのためいくつかの東南アジア諸国は、イスラーム教を国の宗教とするか否かにかかわらず、家族・相続などの分野を中心にイスラーム法の適用を認め、国の機関としてシャリーア裁判所（イスラーム裁判所）を整備している。タイは、仏教徒が多数派である国として知られるが、人口の約 5% のイスラーム教徒を有し、なかでもマレーシアと接する南部国境地域ではイスラーム教徒の比率が高い。この地域はもともとタイ人の仏教世界とマレー人のイスラーム世界が重なり合うところである。19 世紀から 20 世紀初頭にかけて東南アジア大陸部の植民地化とタイの近代化・中央集権化が進むなかで、この地域にあったバッターニーなどのマレー人の王朝はタイに吸収された。この地域にはタイ政府に対する長い抵抗運動の歴史があり、特に 2004 年に同地域の紛争が再燃し、これまでに多くの犠牲を出してきた。タイのイスラーム法適用のもっとも大きな特徴は、南部国境地域に所在する 4 つの県における司法裁判所におけるムスリム間の家族・相続事件にのみ認められている点である。地域的に限定されているのは、タイが本格的に同地域を支配し始めるなかで生まれた制度であるからである。また、タイの場合、他の東南アジア諸国のようにシャリーア裁判所を設置せず、その代わりに「ダトユティタム」と呼ばれるイスラーム法専門の裁判官を配属している。ダトユティタムはイスラーム法上の法律問題を裁定する権限を有する特別の裁判官であり、主として中東諸国でイスラーム法を学んだ者のなかから選抜され

る。もう一つの特徴は、東南アジアのいくつかの国では、イスラーム教徒に適用される家族・相続に関する実体的なルールを定める議会制定法が制定されることが多いが、タイはそのような法律を持たず、その代わりに1941年にタイ語でまとめられた『家族および相続に関するイスラーム法原則』という文書がイスラーム教徒間の家族・相続事件に適用されてきた。2011年にタイ司法裁判所は、ダトユティタムなどが中心になって、『家族および相続に関するイスラーム法ハンドブック』という新たな文書を採択した。『ハンドブック』という名称ではあるが、これは実質的に従来の『原則』を70年ぶりに改定するものとなった。

この報告に対して、参加者からはダトユティタムの選抜プロセスの詳細に関する質問であるとか、さらにフィリピンにおけるムスリム身分法制度など、近隣諸国の事例との共通性と差異などをめぐって活発な議論が展開された。

(以上終わり。)